

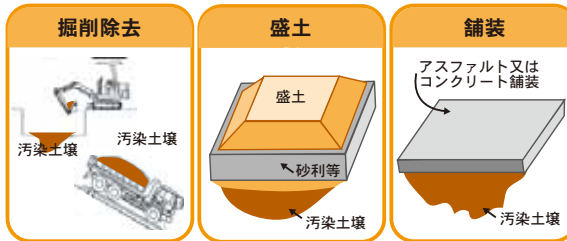
土壤汚染対策法の体系

■土壤汚染対策法の概要

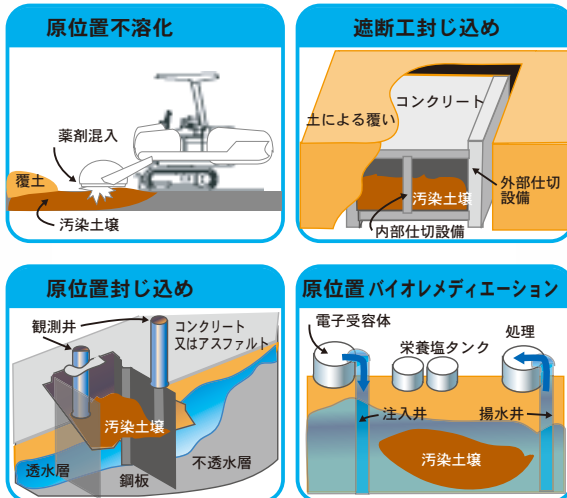
顕在化する土壤汚染の増加などを背景に土壤汚染対策の法制化が求められるようになり、土壤環境保全対策のための制度の在り方についての調査・検討を経て、平成14年5月29日、「土壤汚染対策法」が公布され、平成15年2月15日より施行されました。

法は、有害物質を取り扱っている工場・事業場の跡地などが、土壤汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることなどによって、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的としています。そのため、汚染の可能性がある土地について、有害物質を取り扱う施設の廃止時等の一定の機会をとらえて調査を実施すること、そして、土壤汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等を定めています。

1 - 直接摂取防止の観点からの措置



2 - 地下水経由の摂取防止の観点からの措置

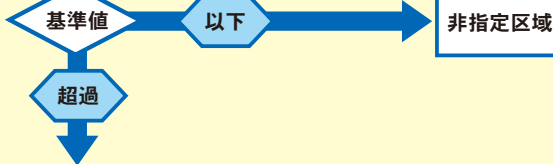


■土壤汚染対策法のしくみ

- ◆法第3条の調査
有害物質使用特定施設の使用の廃止時
- ◆法第4条の調査
土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認めるとき

- ◆対象物質(特定有害物質)
- 1 汚染された土壤の直接摂取による健康影響(重金属等)
- 2 地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響(溶出基準項目)

土地の所有者等による土壤汚染の調査



- ◆都道府県等が指定区域(土壤汚染のある土地)として指定・公示
- ◆台帳に記載して閲覧

指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるとき

土地の形質変更の制限
指定区域から汚染土壤を外に持ち出したり、すでに実施されている措置の効果を影響するような工事などを行う場合には、都道府県等に計画を届出(不適切な計画には変更命令)

都道府県等が土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令
ただし、汚染原因者が明らかでない場合は、汚染原因者

- | 汚染の除去 | その他の措置 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆掘削除去 ◆原位置浄化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆立入禁止 ◆舗装 ◆盛土 ◆土壌入替え ◆地下水の水質の測定 ◆不溶化 ◆封じ込め(原位置、遮水工、遮断工) |

除去が行われた場合は指定区域の指定を解除・公示

■土壤汚染対策法に規定する特定有害物質一覧

特定有害物質(法第2条)	指定基準(法第5条)		
	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準(mg/土壤1kg)	<地下水等の摂取によるリスク> 土壤溶出量基準(mg/検液1ℓ)	
第1種 揮発性有機化合物 (VOC)	四塩化炭素	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	
	ジクロロメタン	0.02以下	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	
	トリクロロエチレン	0.03以下	
ベンゼン	0.01以下		
第2種 重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	150以下	
	六価クロム化合物	250以下	
	シアン化合物	遊離シアン50以下	検液中に検出されないこと
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	15以下	0.0005以下 検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	4000以下	0.8以下
	ほう素及びその化合物	4000以下	1以下
	シマジン		0.003以下
第3種 農薬等 (第3種特定有害物質)	テウラム		0.006以下
	チオベンカルブ		0.02以下
	PCB		検液中に検出されないこと
	有機りん化合物		検液中に検出されないこと

■土壤汚染状況調査

土壤汚染状況調査の対象となる物質は、法第3条の調査の場合は、その施設において使用等していた物質、法第4条の調査の場合は、都道府県等が人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして特定した物質です。物質ごとに行うべき調査には「土壤含有量調査」「土壤溶出量調査」「土壤ガス調査」があり、物質の分類(上記一覧表)によって必要な調査が定められています。

特定有害物質(法第2条)	土壤含有量調査	土壤溶出量調査	土壤ガス調査
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		(土壤ガス調査で特定有害物質が検出された場合)	○
重金属等 (第2種特定有害物質)	○	○	
農薬等 (第3種特定有害物質)		○	